



広告景観推進協力員通信

編集発行：横須賀市
都市部景観推進課
TEL046-822-8127
FAX046-826-0420

盛夏の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より、本市屋外広告物行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

意見交換会を開催しました！

7月9日（火）18名の協力員の方々が参加し、市役所正庁で意見交換会を開催しました。

日頃の、活動を通じて感じた様々な意見が出されました。貴重なご意見として、今後の協力員活動の推進に生かしていきたいと思っております。

主な意見は次のとおりです。

- ・ 除却してもまた貼られる「いちごっこ」だが、除却しなければ状況は悪くなる一方であり、協力員も含め、除却作業は、やはり必要と思う。
- ・ 協力員がもっと増えれば行政職員と合同でなくとも、地域の人達だけで活動できるようになる。
- ・ 協力員の存在がもっと周知されれば、除却や啓発活動がやりやすくなる。
- ・ 1人で活動するのは、やはり難しい。地域でグループができれば活動しやすい。名簿をつくるなど連絡方法を事務局で考慮してもらいたい。
- ・ 町内会や学校などの身近な場所で協力員活動をPRしたらいいのでは。
- ・ 除却活動が、協力員のPRの場になっているので、継続して活動していくのがよい。
- ・ 市から貸与されたスクレッパーでは、なかなか剥がせないはり紙がある。もっと効果のある道具を選んで欲しい。
- ・ はり紙を剥がした後が汚く残ってしまったりは、せつかくの努力も無駄になる。剥がすならばきれいに剥がさなくてはいけない。
- ・ 同じ道路上の違反広告物でも、つつましく出しているものとそうでないものがある。ものによってはそれ相応の対応をするべきではないか。
- ・ 電柱や街灯は、フィルムを貼るなど、はられても簡単に剥がせるような予防策が必要。
- ・ 違反情報を集め、情報を活用した違反对策を。
- ・ 屋外広告物のルールをもっと広報した方がよい
- ・ クリーンよこすかなどと連携して活動した方が効率がよいのでは。等々

広告景観推進協力員名簿の配布について

「除却等の活動は、やはり1人では、やりにくい」「近くにいる協力員の方に声をかけて一緒にできれば、活動しやすくなる」「名簿があった方がよい」とのご意見を、ケイビパトや意見交換会で多くいただきました。

協力員名簿作成につきましては個人情報となることから、講習会や今年1月にアンケートを実施した際に、協力員の皆さんそれぞれのご意志を確認させていただきましたが、その中で「賛成又はどちらでもかまわない」等、名簿に記載しても構わないとの意思表示をされた方々だけ記載させていただくことといたしましたのでご承知おきください。

なお、名簿は個人情報となりますので取り扱いには十分ご注意をお願いいたします。

9月10日は「屋外広告の日」

市内3地区で、違反屋外広告物の除却・啓発活動を実施します。

参加可能な方は、8月30日（金）までに景観推進課（22-8127）までご連絡ください。

9月10日は「屋外広告の日」として、これに関連した事業が全国的に展開されます。既に平成14年度の年間活動計画で、日程だけご案内いたしましたが、本市においても、この事業の一環として、下記のとおり市内3地区において道路上の違反広告物の除却と啓発活動を実施します。また、今回はクリーンよこすかと合同して清掃活動も実施する計画です。

つきましては、ご参加いただける協力員の方々は、8月30日（金）までに、景観推進課までご連絡ください。（詳細スケジュールをお送りします。）

日 程 平成14年9月10日（火）午後
活動予定地区

- 追浜地区（追浜駅周辺 国道16号）現地集合
- 林地区（一騎塚～西行政センター）
市役所集合 [マイクロバスで移動]
- 浦賀～馬堀地区（浦賀駅前～矢の津坂）
現地集合

お詫び：8月10日の「道の日」キャンペーンとして、8月8日に土木部が実施する商店街等への啓発活動へ皆さんの参加を予定しておりましたが、市内5地区に公用車により移動する計画であることから、協力員の皆さんの参加人数が限定（各地区1名）されることとなりましたので、今回は参加を見合わせることにいたしました。お詫び申し上げます。